

改正後の配偶者控除と配偶者特別控除の控除額

※令和3年度町県民税・令和2年分所得税から適用。

控除の種類	配偶者の合計所得金額 ※給与所得だけの場合	配偶者の収入 ※給与所得だけの場合	納税者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の納税者本人の給与等の収入金額) ※住民税【所得税】			配偶者の税金		
			900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	所得税	住民税	
							所得割	均等割
配偶者控除	38万円以下	930,000円以下	33万円【38万円】	22万円【26万円】	11万円【13万円】	かからない	かからない	かからない
	老人控除対象配偶者		38万円【48万円】	26万円【32万円】	13万円【16万円】	かからない	かからない	かからない
	45万円以下	930,000円超	33万円【38万円】	22万円【26万円】	11万円【13万円】	かからない	かからない	かかる
	老人控除対象配偶者	1,000,000円以下	38万円【48万円】	26万円【32万円】	13万円【16万円】	かからない	かかる	かかる
	48万円以下	1,000,000円超	33万円【38万円】	22万円【26万円】	11万円【13万円】	かからない	かかる	かかる
	老人控除対象配偶者	1,030,000円以下	38万円【48万円】	26万円【32万円】	13万円【16万円】	かからない	かかる	かかる
配偶者特別控除	48万円超95万円以下	1,030,000円超 1,500,000円以下	33万円【38万円】	22万円【26万円】	11万円【13万円】	かかる	かかる	かかる
	95万円超100万円以下	1,500,000円超 1,550,000円以下	33万円【36万円】	22万円【24万円】	11万円【12万円】	かかる	かかる	かかる
	100万円超105万円以下	1,550,000円超 1,600,000円以下	31万円【31万円】	21万円【21万円】	11万円【11万円】	かかる	かかる	かかる
	105万円超110万円以下	1,600,000円超 1,667,999円以下	26万円【26万円】	18万円【18万円】	9万円【9万円】	かかる	かかる	かかる
	110万円超115万円以下	1,667,999円超 1,751,999円以下	21万円【21万円】	14万円【14万円】	7万円【7万円】	かかる	かかる	かかる
	115万円超120万円以下	1,751,999円超 1,831,999円以下	16万円【16万円】	11万円【11万円】	6万円【6万円】	かかる	かかる	かかる
	120万円超125万円以下	1,831,999円超 1,903,999円以下	11万円【11万円】	8万円【8万円】	4万円【4万円】	かかる	かかる	かかる
	125万円超130万円以下	1,903,999円超 1,971,999円以下	6万円【6万円】	4万円【4万円】	2万円【2万円】	かかる	かかる	かかる
	130万円超133万円以下	1,971,999円超 2,015,999円以下	3万円【3万円】	2万円【2万円】	1万円【1万円】	かかる	かかる	かかる
133万円超	2,015,999円超	0円【0円】	0円【0円】	0円【0円】	かかる	かかる	かかる	

令和2年分以後の基礎控除額

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	480,000円
2,400万円超 2,450万円以下	320,000円
2,450万円超 2,500万円以下	160,000円
2,500万円超	0円

※太枠は「源泉控除対象配偶者控除額」。

※一般的に、社会保険上の扶養は所得が130万円以上ではずれることが多いので(会社によって違う)、注意が必要。保険の扶養がはずれると、国保に加入しなければならず均等割だけでも年間70,000円がかかる。また、所得によって所得割もかかるので注意。また、国民年金も3号から1号になるので自分で支払をする必要があるので気をつけること。